

第3章 公害の現況と対策 IV騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりです。

(i) 地域の類型該当地域

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
（鎌倉市は該当なし）

A：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

C：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価しました。

イ 道路に面する地域（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度

ア 騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度 (単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(備考) 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を知事が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

a 区域：専ら住居の用に供される区域

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

b 区域：主として住居の用に供される区域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

c 区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。
(単位：デシベル)

昼間	夜間
75	70

イ 振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度 (単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

(備考) 振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を知事が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

第2種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準 (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)

ア 騒音の規制基準 (施行規則別表第11) (単位: デシベル)

地域の区分	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

(注) この基準は建設工事に伴って発生する騒音については適用されません。

イ 振動の規制基準 (施行規則別表第12) (単位: デシベル)

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

(注) この基準は建設工事に伴って発生する振動については適用されません。

(4) 道路交通騒音調査

本市では、住居系地域を中心に道路面12地点（背後地を含めると24地点）で道路交通騒音調査を行っています。平成17年度は道路面6地点（背後地を含めると12地点）で調査を行いました。

ア 調査期間

平成17年11月16日・平成17年11月18日

イ 調査場所

道路に面する地域6地点・背後地6地点

ウ 調査方法

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令、環境基準の評価マニュアル及び日本工業規格Z8731を本市の道路交通騒音環境の実態に応じて準用しました。評価の基準には要請限度及び環境基準を用いて等価騒音レベルにより評価しました。

(i) 測定時間

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき2回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(ii) 測定機器

普通騒音計（リオンNL-04）

騒音計用プリンター（リオンDPU-414）

(iii) 測定方法

道路交通に伴い発生する騒音を対象として、1回10分間の等価騒音レベルの測定を実施しました。

(iv) 交通量等の計測

騒音の測定と同時に、マイクロホン前を通過する自動車の1回5分間の交通条件を計測しました。

エ 調査結果

平成17年度の道路交通騒音の調査では、道路に面する地域において、昼間調査では、要請限度は100%、環境基準の達成率50%、夜間調査では要請限度の達成率83%という状況でしたが、夜間調査の環境基準達成率は17%という状況でした。また、背後地の環境基準の達成状況は昼間83%、夜間50%でした。

要請限度及び環境基準の達成状況は、同様の地点を調査した一昨年度と比較すると、昼間の要請限度は100%で高い数値での現状維持でしたが、夜間の要請限度は100%から83%へと下降してしまいました。また、環境基準については、昼間は50%、夜間は0%と一昨年同様に非常に低い数値となりました。

一方、背後地における環境基準の達成状況は、昼間調査は83%、夜間調査は50%と共に多少の改善がみられました。（一昨年昼間調査50%、夜間調査17%）。背後地の騒音調査は、道路に直接面していない2列目以降の住居等が暴露される騒音レベルを把握するために行います。今回の背後地の調査は道路端から概ね20～50m離れた住居系地域としました。背後地の騒音環境については、当市は道幅が狭いなど都市の形成上、道路交通騒音に対する沿道対策等が進んでいない点があります。道路に面する地域の環境基準の達成率が向上するためには、従来型の沿道対策と同時に、車両単体の低騒音や交通環境政策の一層の進展が望まれます。

オ 17年度各調査地点時間別調査結果表

(i) 幹線交通を担う道路に近接する区域の調査結果

調査地点No. 2		一般県道311号 鎌倉葉山線 (大町5-5-14) 第一種住居地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件(台)				走行速度(km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	13:56	14:06	70.9	51.3	10	101	8	119	50	11.16
	15:34	15:44	69.7	51.2	5	105	12	122	45	
	昼間平均		70	51	8	103	10	121	48	
夜	22:40	22:50	68	44	0	37	4	41	50	11.18

調査地点No. 3		一般国道134号 (材木座6-5-15) 第一種住居地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件(台)				走行速度(km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	13:31	13:41	69.9	50.3	10	88	6	104	60	11.16
	15:10	15:20	71.2	51.5	14	118	13	145	60	
	昼間平均		71	51	12	103	10	125	60	
夜	22:08	22:18	72	49	6	79	9	94	60	11.18

調査地点No. 7		一般県道304号 腰越大船線 (腰越864) 第一種住居地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件(台)				走行速度(km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	14:32	14:42	69.1	49.4	10	91	7	108	30	11.16
	16:16	16:26	68.5	49.7	6	73	10	89	30	
	昼間平均		69	50	8	82	9	99	30	
夜	0:35	0:45	65	44	0	16	1	17	40	11.19

調査地点No. 8		一般県道302号 小袋谷藤沢線 (植木573) 第一種住居地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件(台)				走行速度(km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	14:13	14:23	72.2	66	1	35	3	39	40	11.18
	15:10	15:20	68.7	54.8	6	46	0	52	40	
	昼間平均		71	63	4	41	2	46	40	
夜	23:45	23:55	67	43	0	18	3	21	50	11.18

調査地点No. 9		一般県道402号 阿久和鎌倉線 (植木92-1) 第一種住居地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件 (台)				走行速度 (km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	14:40	14:50	68	47.2	2	55	10	67	40	11.18
	15:23	15:36	64.9	48.5	5	48	4	57	40	
	昼間平均		67	48	4	52	7	62	40	
夜	23:18	23:28	66	47	0	15	3	18	50	11.18

(ii) a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域の調査結果

調査地点No. 11		市道055-000号線 (津西1-19-2) 第一種低層住居専用地域								
時間帯	測定時間		等価騒音レベル(dB)		交通条件 (台)				走行速度 (km/h)	測定日
	開始	終了	道路面	背後地	大型	小型	二輪	合計		
昼	13:40	13:50	67.1	50.9	1	37	3	41	40	11.18
	16:10	16:23	66.8	51.4	8	61	3	72	40	
	昼間平均		67	51	5	49	3	57	40	
夜	0:12	0:22	61	46	0	5	0	5	50	11.19

平成17年度道路交通騒音調査は、6地点(背後地を含めると12地点)で測定を実施した。道路面は要請限度及び環境基準により評価し、背後地は環境基準のみで評価した。

【凡例】

- 要請限度を超過した測定値を示す。
- 環境基準を超過した測定値を示す。

9	一般県道402号 阿久和鎌倉線【植木】			
道路面(一住)	昼間	67 dB	夜間	66 dB
背後地(一住)	昼間	48 dB	夜間	47 dB

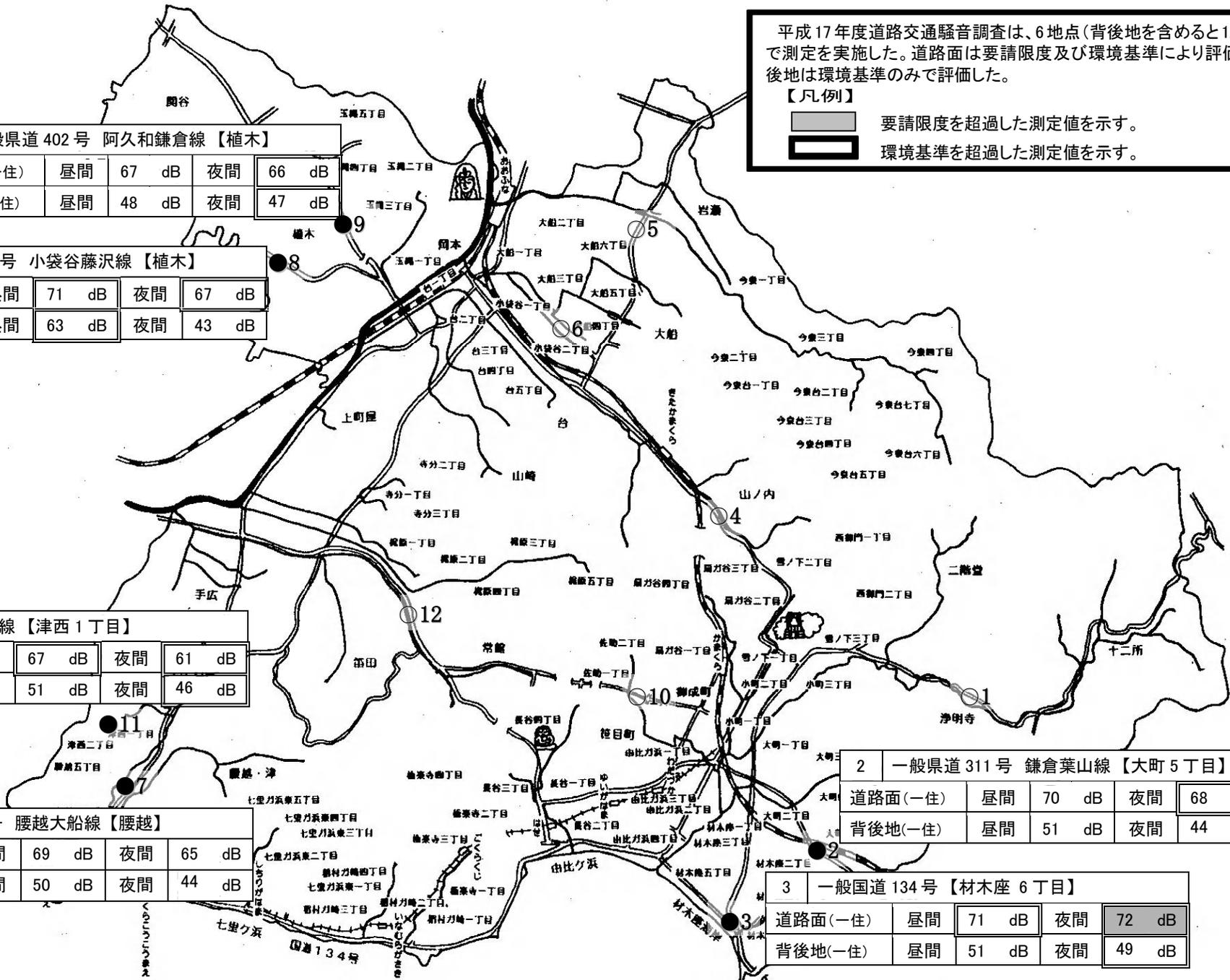
8	一般県道302号 小袋谷藤沢線【植木】			
道路面(一住)	昼間	71 dB	夜間	67 dB
背後地(一中高)	昼間	63 dB	夜間	43 dB

11	市道055-000号線【津西1丁目】			
道路面(一低)	昼間	67 dB	夜間	61 dB
背後地(一低)	昼間	51 dB	夜間	46 dB

7	一般県道304号 腰越大船線【腰越】			
道路面(一住)	昼間	69 dB	夜間	65 dB
背後地(一住)	昼間	50 dB	夜間	44 dB

2	一般県道311号 鎌倉葉山線【大町5丁目】			
道路面(一住)	昼間	70 dB	夜間	68 dB
背後地(一住)	昼間	51 dB	夜間	44 dB

3	一般国道134号【材木座6丁目】			
道路面(一住)	昼間	71 dB	夜間	72 dB
背後地(一住)	昼間	51 dB	夜間	49 dB



平成17年度 道路交通騒音調査結果

(5) 環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内全域の38地点で環境騒音調査を実施しています。このうち平成17年度は19地点で測定を行いました。

ア 調査期間

平成17年6月1日・平成17年6月6日・平成17年6月7日

イ 測定機器

騒音計（リオンNL-04）

騒音計用プリンター（リオンDPU-414）

ウ 調査方法

日本工業規格Z8731及び環境基準の評価マニュアルを、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。

(i) 調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(ii) 測定方法

一般地域の人間活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定を、昼間19地点、夜間5地点で実施しました。

(iii) 支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音（人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など）
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音（商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む）
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音（話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など）
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ 調査結果

平成17年度の昼間の調査では、全調査地点19地点のうち環境基準を全ての地点で満足していました。前年度より高い達成率を示す結果を得ました。昼間の測定では、主に鳥のさえずりなど自然音や自動車の走行音の影響がみとめられました。一方、夜間の調査では環境基準の達成状況は100%でした。今年度の夜間調査の対象は、専ら住居の用に供される地域（A）及び主として住居の用に供される地域（B）で、一部若干の自動車や鉄道等の騒音の影響が見られたものの、今年度の調査地点では環境基準を満足していました。尚、ほぼ同地点を計測した一昨年度の夜間の達成状況は60%でした。また、昼夜を通じ全測定結果において、航空機（ジェット機、ヘリコプター等）による騒音の影響がありました。商業・工業地域であり、一般に主要幹線道路や駅の周辺に存在する特長があることから、自動車や鉄道等の騒音が測定値に影響しました。

(i)一般地域A及びB類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)](基準時間帯:昼)

No.	調査地点	区域 類型	時間率騒音レベル(dB)								等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq				
1	大町 4-15-8	鎌倉 A	47.2	44.5	36.8	33.1	32.4	41.8	76.3	41.8	55	○	2, 5	
2	材木座 2-9-1	鎌倉 A	51.4	48.6	41.9	37.4	36.2	45.3	65.3	45.3	55	○	5	
3	扇ガ谷 1-15-45	鎌倉 A	51.2	47.9	41.4	36.6	35.3	45.6	69.4	45.6	55	○	5	
7	今泉台 3-6-6	大船 A	44.3	40.7	33.0	30.2	29.7	38.8	78.3	38.8	55	○	1, 5, 6	
8	今泉台 7-15-4	大船 A	42.8	41.3	36.4	32.6	32.0	38.7	76.5	38.7	55	○	5, 6	
11	梶原 2-6-18	深沢 A	47.8	45.1	38.5	34.9	34.3	45.0	79.3	45.0	55	○	1, 5, 6	
12	上町屋 461-2	深沢 B	49.7	47.8	44.0	41.2	40.6	45.9	64.7	45.9	55	○	1, 5, 6, 7	
15	腰越 1101-49	腰越 A	46.5	43.5	35.7	31.4	30.8	41.7	61.0	41.7	55	○	1, 5	
16	七里ガ浜東 4-34-3	腰越 A	46.5	43.9	36.3	31.7	30.8	41.0	73.3	41.0	55	○	5, 6	
19	城廻 423-16	玉縄 A	47.8	45.2	39.2	35.1	33.9	42.7	84.4	42.7	55	○	1, 5, 6	
20	関谷 387-21	玉縄 A	42.3	40.5	35.4	32.6	32.0	37.6	54.5	37.6	55	○	5, 6	

(ii)一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)](基準時間帯:昼)

No.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)								等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq				
23	御成町 10-12	鎌倉 C	53.6	51.1	45.3	42.6	41.9	50.3	74.4	50.3	60	○	1, 5, 7	
24	笹目町 6-46	鎌倉 C	57.4	53.0	44.3	39.5	38.5	52.1	75.1	52.1	60	○	5, 6	
27	大船 5-3-8	大船 C	61.8	55.6	46.1	43.1	42.4	58.1	81.3	58.1	60	○	1, 5, 6	
28	台 2-20-23	大船 C	50.3	48.7	44.4	41.6	41.1	46.2	64.4	46.2	60	○	1, 4, 5, 6	
31	常盤111-3	深沢 C	55.6	53.2	46.6	44.2	43.8	51.3	71.6	51.3	60	○	1, 5, 7	
32	梶原 630	深沢 C	58.6	56.3	49.9	43.7	42.0	53.1	78.8	53.1	60	○	5, 6	
35	腰越3-20-14	腰越 C	58.2	55.3	47.5	40.9	39.1	53.7	75.8	53.7	60	○	1, 5, 7	
37	岡本1-1-6	玉縄 C	60.8	59.3	54.1	49.6	48.8	56.3	73.0	56.3	60	○	1, 4, 6	

(iii) 一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)] (基準時間帯:夜)

No.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)								等価騒音レベル(dB)	環境基準値(dB)	環境基準適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq				
23	御成町 10-12	鎌倉C	43.4	39.6	32.0	29.2	28.8	38.9	57.6	38.9	50	○	1, 6	
27	大船 5-3-8	大船C	43.9	42.8	40.2	39.3	39.1	41.4	86.7	41.4	50	○	2, 4	
31	常盤111-3	深沢C	47.2	45.9	41.5	39.1	38.6	42.9	75.9	42.9	50	○	2, 6	
35	腰越3-20-14	腰越C	51.0	48.5	38.2	32.7	31.6	45.1	67.6	45.1	50	○	2, 6	
37	岡本1-1-6	玉縄C	50.6	49.0	43.8	39.5	38.8	46.3	38.8	46.3	50	○	1, 2, 6	

(iv) 行政地域・類型別環境基準達成割合

環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域	鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域
調査地点数 (カ所)	昼	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	夜	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
環境基準超過 調査地点数 (カ所)	昼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
行政地域別 環境基準達成割合 (%)	昼	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	夜	-	-	-	-	-	100	100	100	100	100
地域類型別 環境基準達成割合 (%)	昼	100					100				
	夜	-					100				
市域全体 環境基準達成割合 (%)	昼	100									
	夜	100									

* 行政地域別環境基準達成割合

行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 地域類型別環境基準達成割合

地域類型毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 市域全体環境基準達成割合

市域全体の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 平成17年度の夜間調査は、C類型の地域のみで実施しました。

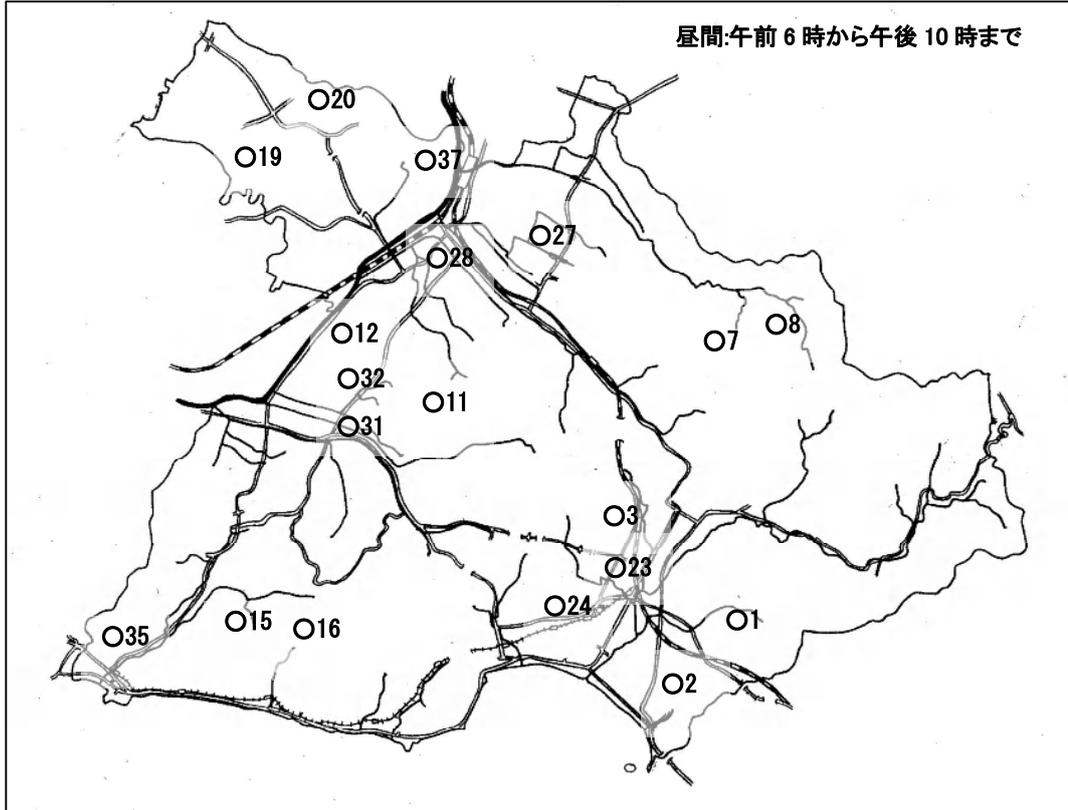
* 支配音源の種類(種類の分類についてはP52を参照)

- 1 自動車音 2 自動車以外の道路音 3 工場・事業所等の音 4 家庭音 5 自然音 6 特殊音
7 その他の音 8 不特定音

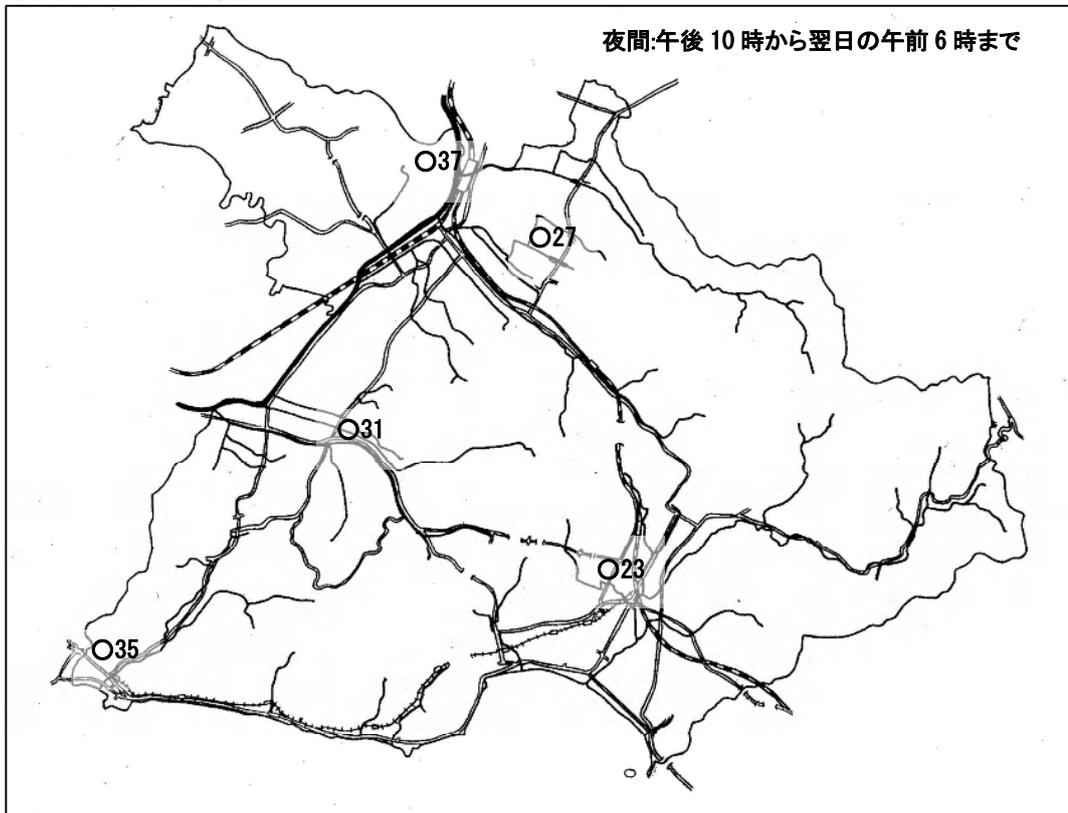
※調査地点は当該住所付近で行っています。

平成 17 年度 環境騒音調査結果図

《昼間の調査結果》



《夜間の調査結果》



凡例

- 数字は調査地点 No.を示す。
- は環境基準の適合地点を示す。
- は環境基準の不適合地点を示す。